

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 28 年 3 月受験版』
お詫びと訂正のお知らせ

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 28 年 3 月受験版』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容	
64 ページ 第 1 章 道路運送法 ■ 14 運行指示書と経路の調査 ■ 運行指示書による指示内容 [運輸規則第28条の2] 過去出題例	誤	2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに所定の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法令の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。[27.8/26.8] ×
	正	2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに所定の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法令の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。[27.8/26.8] ○
114 ページ 第 1 章 道路運送法 ■ 23 運行管理者の選任 ■ 運行管理者の選任 [運輸規則第47条の9] 《補助者の選任》 過去出題例	誤	2. 旅客自動車運送事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について5年以上の実務の経験を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。[27.8] ○
	正	2. 旅客自動車運送事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について5年以上の実務の経験を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。[27.8] ×
142 ページ 第 1 章 道路運送法 ■ 27 運行者の遵守事項 ■ 運行者の遵守事項 [運輸規則第50条] 6 過去出題例	誤	1. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため、及び営業区域外から営業区域に戻るため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。[27.8] ○
	正	1. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため、及び営業区域外から営業区域に戻るため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。[27.8] ×